さらに、各省は、特定補助金等の成果を利用した事業活動に対する支援を円滑に行うため、各種の事業化支援措置について、相互に連絡を取り合うこと等により、緊密な連携を図る。必要に応じて、調達側の関係者等を加えた中小企業技術革新制度連絡会議を開催し、意見交換を通じた制度の一層の拡充を図る。

1　特定補助金等の成果の利用を支援する機関への情報提供による投資促進等

国等は、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、特定補助金等の採択テーマ及び採択企業に係る情報に加え、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の研究開発の内容・成果、ビジネスプラン等当該企業の技術力を示す諸情報についてデータベースをＳＢＩＲ特設サイトにて公開したことを踏まえ、中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャーキャピタル、金融機関、地方公共団体等の中小企業者等の特定補助金等の成果の利用を支援する機関に対してＳＢＩＲ特設サイトを周知し、ベンチャーキャピタル、金融機関等の当該情報の活用を促進する。

とりわけ、国等は、中小企業者等に投資を行う者に対し、適時、特定補助金等の成果による新たな事業に係る情報等を提供する。

2　中小企業者等を対象とした事業化支援措置の利用促進

国は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、平成二十年度に貸付利率を引下げた株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度や平成二十一年度に審査を簡素化した中小企業信用保険法の特例措置を始めとする特定補助金等の交付を受けた中小企業者を対象とした事業化支援措置について、一層の利用促進に努める。

3　技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大

ア　国は、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、有している入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず上位等級者のみを対象とした入札への参加が可能となるよう平成二十年七月三十一日に「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成十二年十月十日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定。平成二十二年三月三十日最終改正）」を改正し、「中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）に係る入札参加特例措置の運用指針」を策定したことを踏まえ、これを入札実施者たる国及び独立行政法人等並びに入札参加者たる中小企業者等の双方へ広報することにより、本決定の適用事例の拡大に努める。

イ　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年六月三十日法律第九十七号）第二条第二項に規定する国等は、物品等の調達に関し、企画競争や総合評価方式に付した場合において、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等が落札若しくは選定されなかった場合において、当該特定補助金等の交付を受けた中小企業者等から請求があるときは、当該請求を行った者が落札若しくは選定されなかった理由を、当該請求を行った者に通知するものとする。

4　研究開発成果の市場への普及

国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果のうち事業化が見込まれるものについて、展示会や様々な機会をとらえた紹介の場を設け、広く一般にその研究開発成果を広報し、事業化が促進されるよう努める。

5　研究開発成果に係る知的財産の活用の促進

ア　国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果について、中小企業者等が、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業技術力強化法（平成十二年四月十九日法律第四十四号）第十九条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）を、特別な事情のあるものを除き、すべての特定補助金等のうち委託費を用いた成果に係る特許権等について適用することとする。

イ　国等は、特定補助金等ごとの趣旨を踏まえつつ、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果に係る知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。特に、海外を視野に入れた中小企業の新たな事業活動を促進するため、海外での知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

ウ　国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して大学等の研究機関と共同して行う研究開発における技術情報の漏えいを防ぐため、大学等の研究機関に対し営業秘密の管理や職員等の守秘義務を徹底するよう促す。

四　方針の実施

1　国等は、本方針の普及及び徹底を図るものとする。このため、各府省は、上記の措置の実施状況について中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努める。

2　国等は、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するため、国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、特定補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。

（別表一）

平成二十二年度予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出目標額

（単位・億円）

各省名	国等の特定補助金等の交付額	中小企業者等向け支出目標額
総務省	一六〇・三	二〇・〇
文部科学省	一七二・二	四二・二
厚生労働省	七三・五	七・四
農林水産省	二五〇・〇	一七・二
経済産業省	九二八・四	三四二・〇
国土交通省	五・二	〇・四
環境省	一二〇・八	五・八
合計	一七一〇・四	四三五・〇

＊注　右表「国等の特定補助金等の交付額」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

（別表二）

平成二十一年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出実績見込額（単位・億円）

各省名	中小企業者等向け支出目標額	中小企業者等向け支出実績見込額
総務省	一三・八	三二・〇
文部科学省	三〇・二	四一・一
厚生労働省	一一・四	一二・七
農林水産省	一五・八	一五・七
経済産業省	三二一・一	二七八・七
国土交通省	〇・五	〇・六
環境省	一二・二	八・二
合計	四〇五・〇	三八九・〇

＊注　「国等の特定補助金等」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

（別記）

平成二十一年度補正予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出目標額

約七百十五億円に係る支出見込額

七百九十六億円

○経済産業省告示第百九十四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の通知があったので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十二年八月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

平成二十年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　総務省　約七〇件

文部科学省　約一九〇件

厚生労働省　約三〇件

農林水産省　約二三〇件

経済産業省　約一七五〇件

国土交通省　約一〇件

環境省　約〇件